

## 「特定複合観光施設区域整備法案」（「カジノ実施法案」）の国会提出に強く抗議し、同法律案の廃案及び「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」（「カジノ推進法」）の廃止を求める決議

政府は、2018年4月27日、「特定複合観光施設区域整備法案」（以下「カジノ実施法案」という。）を閣議決定し、国会に提出した。カジノ実施法案は、「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」（以下「カジノ推進法」という。）（2016年12月25日に成立した）の実施に関する法律案である。

自由法曹団は、これまで、2014年4月に「カジノ法案の廃案を求める意見書」を發表し、その後も、同年10月「カジノ法案の廃案を求める決議」をあげ、2016年12月には、「カジノ法律案の廃案を求める声明」を發表し、カジノ推進法に一貫して反対してきた。カジノ施設については、①青少年の健全育成に悪影響を及ぼす。②射幸心（偶然に得られる成功や利益を当てにし、まぐれ当たりによる利益を願う気持ち）をあおり、そうした一攫千金の考え方が、勤労意欲や勉学意欲を低下させる。③賭博場設置地域では、風紀や住環境・教育環境等が悪化する等、多くの問題点が指摘されている。特に、ギャンブル依存症患者の増加は、深刻な問題である。この点を踏まえ、カジノ推進法10条1項8号には「カジノ施設の入場者がカジノ施設を利用したことに伴いギャンブル依存症等の悪影響を受けることを防止するために必要な措置に関する事項」を講ずるものとされている。

しかし、カジノ実施法案では、ギャンブル依存症の問題は、全く解決されていない。政府は、ギャンブル依存症対策のため、カジノ実施法案に、カジノを設置できる区域を3つまでと限り、入場料金及び1ヶ月の入場回数に制限を設けたと説明している（入場料・認定都道府県等入場料として、合計6000円とし、日本人等の入場回数を連続する7日間で3回、連続する28日間で10回に制限する）。しかし、ギャンブル依存症は、経済的、社会的、精神的問題が生じているにもかかわらず、ギャンブルをやめることができない病気であり、入場料金の設定は、ギャンブル依存症の対策とはならない。また、回数制限についても、毎週末カジノに通うことが可能であり、ギャンブル依存症の対策とはなっていない。さらに、最初の区域整備計画の認定日から起算して5年を経過した場合において、所要の措置をとるとされており、今後、規制が緩和されることも容易に想定される（設置区域については、7年後）。

そもそも、カジノ法案は、刑法が禁止する賭博施設の設置に国家及び都道府県が関与するものである。しかし、賭博施設には、公共性は一切無く、国家及び都道府県が賭博施設の設置に関与することは、絶対に許されない。

自由法曹団は、今回のカジノ法案の国会提出に強く抗議するとともに、カジノ実施法案の廃案及びカジノ推進法の廃止を求めるものである。

2018年5月21日

自由法曹団

2018年鳥取・米子5月研究討論集会